

# J A 福島厚生連奨学生の募集について

## 1. 貸与対象者

将来、J A 福島厚生連に下記職種の資格を取得後、相当期間(奨学資金の受給のあった期間以上)勤務を希望する各職種養成機関の在學生で、審査の結果適当と認められた者。

## 2. 対象職種

看護師、薬剤師

## 3. 貸与額

[看護師] 自宅からの通学生 年額 360,000 円

自宅外からの通学生 年額 600,000 円

[薬剤師] 年額 840,000 円

## 4. 貸与期間

奨学資金の貸与期間は、学校教育法及び養成施設の学則に定められた修業年限を限度とする。

## 5. 申請

奨学資金の貸与を希望する者は、奨学資金貸与申請書に必要書類を添え提出する。

提出書類は、ホームページからもダウンロードできます。

注) 連帯保証人は、この会の役職員以外のもので独立の生計を営む成年者2名とし、うち1名は原則として3親等以内の者とします。

## 6. 決定通知

貸与申請に基づき審査し、申請者に承認・不承認を通知する。

## 7. 誓約書および借用書

奨学資金の貸与承認通知を受けた者は、速やかに誓約書を提出する。

② 貸与決定者は、貸与を受けた年度から貸与終了年度までの間、毎年度奨学資金借用書に必要書類を添えて提出する。

## 8. 貸与の停止

奨学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合には、奨学資金の貸与を停止する。

(1) 疾病その他の理由により休学したとき

(2) 懲戒処分による停学を受けたとき

(3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき

(4) 心身の障害のため修学の見込みがなくなると認められたとき

(5) 前各号に定めるほか、所期の目標を達成する見込みがなくなると認められるとき

② 前項の停止期間は、当該休学停学等の期間の開始した日の属する月の翌日から復学した日の属する月までとする。

## 9. 奨学資金の返還免除

次のいずれかに該当するときは、返還を免除する。

(1) 大学又は養成学校等を卒業した後、本会病院または施設に勤務した期間が規程に定める相当期間に達したとき

(2) 業務上の事由による死亡、又は業務に起因する心身障害のため業務を継続することができなくなったとき

## 10. 奨学資金の返還

奨学資金の貸与を受けた者が、死亡又は不具廃疾等止むを得ない事由を除き、次の各号に該当する者に対しては、奨学資金貸与の全額に年利 11%を加算した金額の支払いを求める。

- (1) 中途退学した者
- (2) 卒業した月から 1 力年以内に該当免許及び資格を取得できなかった者
- (3) 卒業後本会職員として勤務しない者
- (4) 相当期間を満たさないで退職した者  
養成学校等卒業後本会に勤務し、勤務期間が奨学資金の貸与期間以上に達しない時

## 11. 届 出

奨学資金の貸与を受けた者は、以下各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を文書で速やかに届出なければならない。

- (1) 氏名、住所を変更したとき
  - (2) 退学したとき
  - (3) 修業に耐えない程度の心身の障害が生じたとき
  - (4) 休学し、又は停学の処分を受けたとき
  - (5) 復学したとき
  - (6) 連帯保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき
  - (7) 連帯保証人の死亡、破産の宣告、その他保証人として適当でない事由が発生したとき
- ② 奨学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、その者の遺族又は保証人は、その旨を記載した文書にこれを証する書類を添えて届出なければならない。

## 12. JA 福島厚生連の概況

事業内容	医療事業、老人福祉事業、保健事業 病院・診療所・介護老人保健施設・訪問看護ステーション経営
職員数	1,754 名 (医師 117 名、看護職 865 名、薬剤師 34 名 他) R2.4 現在
給与等	本会給与規程による 諸手当：看護技術手当、特殊勤務手当、住宅手当、通勤手当、家族手当等 昇給：年 1 回、賞与：年 2 回
勤務体制	看護師：3 交代制 (一部 2 交代) 日勤 8：30～17：00、準夜勤 16：30～1：00、深夜勤 0：30～9：00 薬剤師：平日 8：30～17：00、土曜日 8：30～12：30
休日	日曜日、祝日、4 週 7 休 (第 1・第 3 土曜日)、8/16 (夏期)、12/30～1/3
勤務地	白河厚生総合病院 (白河市)、塙厚生病院 (東白川郡塙町)、高田厚生病院 (大沼郡会津美里町)、坂下厚生総合病院 (河沼郡会津坂下町)、鹿島厚生病院 (南相馬市鹿島区)、双葉厚生病院 (双葉町・休業中)

## 13. 問合せ・申込み先

〒960-0298 福島県福島市飯坂町平野字三枚長 1-1

福島県厚生農業協同組合連合会 総務部人事課

TEL：024-554-3451 FAX：024-554-3483 E-mail：[jinjika@ja-fkosei.or.jp](mailto:jinjika@ja-fkosei.or.jp)